

産業廃棄物処理業者等に対する立入検査実施要領

第1 目的

この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に基づく産業廃棄物行政事務のうち、法第19条第1項の規定により行う産業廃棄物処理業者等に対する定期的な立入検査および「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」第14条に定める立入検査について、円滑かつ適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領の定義は次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する「産業廃棄物(第5項の特別管理産業廃棄物を含む。)」をいう。
- (2) 処理業者 滋賀県知事から法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者、同条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可を受けた者、法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者、同条第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者および法施行規則第9条第2号または同規則第10条の3第2号の規定による指定を受けた者
- (3) 処理施設 滋賀県知事から法第8条第1項の規定による許可を受けた施設(滋賀県知事に対して法第9条の3第1項の規定による届出を行った施設を含む。)、法第15条第1項の規定による許可を受けた施設、処理業者が設置する産業廃棄物を積替えまたは保管するための場所および処分するための施設
- (4) 処理業者等 処理業者および処理施設の設置者
- (5) 行政処分 法に基づく次の処分

法第9条の2の規定による処理施設の改善命令または停止命令、法第9条の2の2の規定による処理施設の設置許可の取消し、法第14条の3の規定(法第14条の6において準用する場合を含む。)による事業停止命令、法第14条の3の2の規定(法第14条の6で準用する場合も含む。)による処理業の許可の取消し、法第15条の2の6の規定による処理施設の改善命令または停止命令、法第15条の3の規定による処理施設の設置許可の取消し、法第19条の3に規定による改善命令および法第19条の5第1項の規定による措置命令もしくは法第19条の6第1項の規定による措置命令

第3 立入検査の対象等

立入検査の対象は処理業者等とし、その実施にあたっては、この要領ならびに「産業廃棄物に関する立入検査及び指導の強化について」(平成20年5月16日付け環廃産発第080516001号環境省リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)によるものとする。

第4 立入検査方針および立入検査実施計画の策定

循環社会推進課は、立入検査の業務を円滑かつ適正に実施するため、毎年度、重点的に検査を行う施設および項目等の方針を定めた立入検査方針を策定するものとする。

なお、立入検査の頻度は、年1回以上を原則とする。ただし、産業廃棄物収集運搬業者および特別管理産業廃棄物収集運搬業者うち、積替えのための保管の許可を有しない者についてはこの原則によらず適宜行うものとする。

2 環境・総合事務所は前項の立入検査方針を踏まえ、次の事項に留意の上、年間の立入検査実

施計画を策定するものとする。

- (1) 過去の行政指導、行政処分および苦情等を勘案の上、立入検査頻度を定めること。
 - (2) 許可申請書に記載されている稼働時間の遵守状況等を確認するため、必要に応じて休日または夜間に実施するなど立入検査の日時を考慮すること。
 - (3) 公害関係法令(大気汚染防止法、水質汚濁防止法等)の規制対象となる処理業者等への立入検査については、当該関係法令に係る担当者と日程の調整をするなど、効率的な立入検査に配慮すること。
 - (4) 立入検査の強化が必要な場合においては、年度途中においても見直しを行うこと。
 - (5) 複数の環境・総合事務所の管内に同一の事業者による施設がある場合で、調整が必要な場合は当該環境・総合事務所間で協議すること。
 - (6) 処理業者等が設置する処理施設で循環社会推進課との合同による立入検査にあっては、循環社会推進課と協議すること。
 - (7) 水質の分析や排ガスの測定、廃棄物の組成分析等、行政検査の必要が生じた場合は、循環社会推進課と協議すること。
- 3 前項の立入検査実施計画に基づく立入検査のほか、次の場合は、適宜、立入検査を行うものとする。
- (1) 行政処分を行った場合や改善指導を行った場合の事後の確認
 - (2) 処理施設の新設、変更または増設等に伴う確認
 - (3) 苦情や違反行為の通報があった場合および事故が発生した場合における現場確認等
 - (4) 立入検査等により違反行為またはそのおそれがあると確認された場合の継続調査

第5 立入検査の実施

立入検査の実施に当たっては、実効性を確保するため、原則として事前の通告を行わないこととする。

また、立入検査の水準を保ち統一的な指導を図るため、立入検査票(様式1-1~1-4)を用いることとし、次の各号を基本として的確な立入検査を実施するものとする。

(1) 事前における確認事項

立入検査の対象となる処理業者等の状況について、次の事項を事前に確認すること。

- ① 処理施設または産業廃棄物処理業の許可等の内容
- ② 過去の立入検査等の結果
- ③ 過去の行政指導および行政処分の有無とその内容
- ④ 産業廃棄物処理実績報告等による事業の状況

(2) 立入検査に携行する物品

- ① 法第19条第3項の規定による身分証明書
- ② 立入検査票
- ③ 確認票(様式2号)
- ④ 指導票(様式3号)
- ⑤ 過去の立入検査報告書(必要に応じて携行)
- ⑥ 処理施設設置許可申請書(届出書)、または処理業者許可申請書(施設の確認ができるもの)
- ⑦ 法令集、マニュアル等参考資料

⑧ カメラ(刑事事件の証拠用としてデジタルカメラは原則不可であることに留意すること。)、テープレコーダー等。

なお、カメラ、テープレコーダーについては、立入検査の目的を勘案して選択すること。

⑨ 収去する産業廃棄物および放流水等の採取容器、採取機器等必要機材および野帳

⑩ 卷尺(50m程度)、ポール等

⑪ その他立入検査の内容に応じた必要な物品

(3) 立入検査の体制

立入検査は複数の人員で行い、うち1人は環境衛生指導員とすること。

(4) 現場での対応

① 立入りの際には、事業場の管理に責任を有する者、産業廃棄物処理責任者、特別管理産業廃棄物管理責任者または技術管理者の立会いを求めるものとする。

② 立入検査証を立会人に提示するとともに、立入検査の目的および内容等について説明すること。

③ 立入検査の拒否等に対しては、検査の趣旨や応諾義務等について説明し、説得に努めながら、行政処分や告発を視野に入れ、拒否等の理由を聴取し、状況を記録すること。

④ 検査員の生命、身体、財産に危険が及ぶおそれがあると判断されるときは、立入検査を中止し、その場から速やかに離れ、安全を確保すること。あわせて、所属長および警察に速やかに連絡し、立会人等からの暴言や脅迫的な言辞等は、立入検査報告書に記載すること。

⑤ 無人の事業場にあっては、原則として立入検査は行わず、後日、営業日を確認の上、再度、立入検査を行うこと。

(5) 立入検査における留意事項

立入検査において確認する内容は立入検査票に記載された事項を基本とし、次に留意すること。

① 申請または届出内容との相違の有無

② 発生または処理された産業廃棄物の種類、性状、量等の把握

ア 産業廃棄物の処理前後における保管基準の遵守状況の確認

注 保管期間が長期に及ぶあるいは大量に保管するなどの不適正保管が確認された場合には、当該産業廃棄物の種類、量を特定し、その状況が把握できるよう、基準となる建物等を入れ、複数の地点で撮影すること。

なお、保管量の特定については、立入検査時点で測量等が困難な場合は、後日、速やかに測定すること。

また、立会いした現場責任者等から不適正保管の開始時期および現状の状況について聴取すること

イ 産業廃棄物の処理に関する次の書類について、備付および保管状況ならびにその記載内容等の確認

(ア) 委託契約書の写し

(イ) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

(ウ) 帳簿

注：内容に不備や矛盾が認められる場合や、受託あるいは委託された産業廃棄物の流れが不明瞭な場合は十分な調査を行うこと。

- ③ 処理施設の設置状況、構造、稼働状況および維持管理状況の把握。

なお、維持管理状況については、施設ごとに次の事項を確認すること。

ア 法第15条第1項の産業廃棄物処理施設および法第8条第1項の一般廃棄物処理施設については、維持管理基準の遵守状況

イ アに掲げる施設であって「施設の維持管理に関する計画」の適用を受ける施設にあっては、「施設の維持管理に関する計画」に基づく基準の遵守状況

ウ アまたはイ以外の施設であって、産業廃棄物処理業許可申請等において実施された生活環境影響調査の結果に基づき維持管理に関する説明がされている場合は、その遵守状況

エ 公害防止協定等が締結されている場合は、その遵守状況

(6) 最終処分場における確認事項

最終処分場の立入検査にあっては、前号③に掲げる事項のほか、次の事項についても確認すること

ア 安定型処分場にあっては、実施されている展開検査の方法

イ 異臭の有無

ウ 異臭が確認された場合は、発生場所の確認ならびにその立入検査票への記録

エ 埋立処分場内の立入時における埋立の場所や覆土などの埋立状況

オ 残余容量

カ 埋立処分場の写真撮影

写真撮影は、処分場の変化を時系列で把握するために行うもので、基準となる建物等を入れることができる複数の定点を選定すること。

(7) 確認票の交付

立入検査において、立会人に対して廃棄物の処理状況等の確認が必要と認められる次のような場合は、確認票(様式2号)を作成し、正本を立会人に交付するとともに副本に署名を受けること。

① 産業廃棄物等の収去

産業廃棄物や廃棄物の疑いがあり、これらを採取し分析をすることが必要と認められる場合。

なお、収去する場合は、立会人の承諾を得るとともに採取した場所がわかるように写真撮影すること。

② 産業廃棄物の不適正処理状況の確認

許可品目外の産業廃棄物の保管または処分あるいは不適正な廃棄物の保管または処分もしくはこれらのおそれが認められる場合。

なお、確認票にその状況を記載し、廃棄物の不適正な処理等がわかる状況について写真撮影を行うこと、また、保管状況については規模やその位置等がわかる複数の地点で撮影すること。

(8) 指導票の交付

立入検査の結果、違反またはそのおそれがあると認められるときは、その内容を調査し、または、立会人や事業場等の責任者など関係者から事情を聴取するなど、違反等の事実を確認した上で事業場等の責任者に対し指導票(様式3号)の正本を交付するとともに、副本に署名を受けること。

なお、指導票の交付に当たっては次に留意すること。

ア 指導票には、ただちに講すべき応急措置およびこれら措置を講すべき期限を明記するとともに、「指導票に記載した事項を含め、改めて公文書で改善すべき事項を指示、改善計画書の提出を求める。」ことを記載すること。

イ 軽微な事案については、アによらず、指導票に講すべき措置、履行期限および措置を講じた場合には当該措置内容を改善計画書として文書で報告するよう記載する。

なお、措置を講すべき期限および改善計画書の提出期限の設定に当たっては必要最小限の期間とすること。

(9) 立入検査結果の報告

- ① 立入検査の結果は、立入検査報告書(様式4-1~4-2)により所属長あて報告すること。
- ② 立入検査報告書は、処理業者等ごとに個別のファイルを作成し、立入検査の結果が時系列で確認できるよう保管すること。
- ③ 立入検査時に行政指導を行った場合は、必ず立入検査報告書にその内容を記載し、継続して監視を行うこと。
- ④ 立入検査報告書は定期的に点検し、行政指導を行った事案について継続監視の状況を確認するとともに、十分な改善が見られない場合は行政処分を検討すること。

第6 処理施設等の事故に対する対応

環境・総合事務所は、管轄する地域における処理施設等に事故の情報を得た場合には、速やかに現地への立入検査や関係機関からの情報収集を開始するとともに、必要と判断される場合は循環社会推進課に連絡すること。

2 事故時における立入検査に当たっても事業場の管理に責任を有する者(以下「責任者」という。)、産業廃棄物処理責任者、特別管理産業廃棄物管理責任者または技術管理者を立ち会わせて行うこと。

なお、これらの者が不在の場合は、速やかに立会するよう要請すること。

現地立入検査および情報収集においては、次に掲げる項目その他の必要な事項について確認し、その結果を所属長に報告するとともに、循環社会推進課に報告するものとする。

- ① 事故が発生した事業場名およびその所在地ならびに発生時間など
- ② 施設の損壊箇所
- ③ 汚水やガスの流出、飛散、地下浸透等の状況
- ④ 周辺の環境への影響
- ⑤ 応急措置の予定を含む状況
- ⑥ 事故原因または原因が究明されていない場合は、究明の状況

3 立入検査の結果、生活環境保全上の支障が生じ、またはおそれがあることを確認したときは、責任者に対して速やかにその支障の除去または発生の防止について応急措置を講じるとともに、事故の原因を究明して防止策が講じられるまでの間、操業を自粛することを指導し、後日改め

て立入検査の結果および次項による報告書の内容を勘案して文書により必要な指示をすることを伝える。

- 4 法第 21 条の 2 の規定による事故の防止および講じた措置の届出が必要な施設にあっては、「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針」(平成 18 年 12 月環境省廃棄物リサイクル対策部)を参考に届出書を作成し速やかに提出するように伝える。

なお、同条の規定に該当しない施設であっても、必要に応じて報告書の提出を求めることがある。

- 5 環境・総合事務所は、前項の規定により提出された届出や報告書の写しを循環社会推進課に送付するものとする。

- 6 循環社会推進課は、前項の規定により提出された届出について、必要と認めるときは、近畿地方環境事務所に情報を提供することとする。

最終処分場立入検査票

検査日 平成 年 月 日

立入検査員職氏名 _____

施設名	処分場区分	一廃・安定型・管理型	
施設所在地	施設許可番号		
立会人氏名	技術管理者		
埋め立てしている廃棄物の種類			
一廃 燃え殻 産廃 設置年月日	可燃ごみ・不燃ごみ・混合ごみ・粗大ごみ・資源ごみ・焼却残さ 汚泥・塵埃類・ガラ陶・がれき類・その他() 年 月 日	m ²	
埋立期間	埋立面積	m ³	
埋立状況	稼働中・休止中・埋立終了	埋立容量	m ³
申請等との整合性	不整合なし・不整合あり	例: 埋立区域、埋立の形状	
覆土の状況・廃棄物の散在性	例: 覆土は適切になされており、廃棄物の散在は見られない		
硫化水素の発生状況	臭いの有無(あり・なし)、臭いが有りの場合はその場所		
自 主 檢 查 結 果	※上記維持管理チェックによる結果の総括		
	○地下水有害物質に関して 対象: 産廃安定型(周縁地下水&浸透水)、一廃および産廃管理型(周縁地下水または地下水集排水設備&浸出液処理設備放流水) 問題性の有無		
○その他項目に関して 対象: 産廃安定型(浸透水)、一廃および産廃管理型(浸出液処理設備放流水) 問題性の有無			
委託契約書のチェック ・排出者との2者契約となっているか。 ・廃棄物の種類の妥当性 ・契約書の保存(5年間)等			
マニフェストのチェック ・廃棄物種類の妥当性、運搬者の名称・氏名等 ・C1票保管(5年)、C2・D・Eの送付履行(1次、2次の場合があるが、扱いは同様) ・マニフェストの保存(5年間)等			
日常の作業において、事故・トラブル・苦情の発生状況			
指摘事項 等			

○共同命令による維持管理に係るチェック事項

※共同命令：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（総理府・厚生省令）

※文中下線部は改正部分（平成10年6月16日交付、同年月17日施行）を指す。○従来より適用、◎今改正により適用、×適用無し
※文中下線部は改正部分（上記改正以降の改正）を指す。●改訂により適用

	一 産 廃		
	安 定	管 理	
1) 埋立地外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	○	○	○ 適 不適()
2) 最終処分場外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	○	○	○ 適 不適()
3) 火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消防設備を備えておくこと。	○	○	○ 適 不適()
4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないよう薬剤の散布 その他必要な措置を講ずること。	○	○	○ 適 不適()
5) 囲いは、みだりに人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。 (<u>閉鎖された埋立地を埋め立て処分以外の用に供する場合においては、埋立地の範囲を明らかにしておくこと</u>)	○	○	○ 適 不適()
6) 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	○	○	○ 適 不適()
7)擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	○	○	○ 適 不適()
8) 廃棄物を埋め立てる前に遮水工を砂その他のものにより覆うこと。	○	×	○ 適 不適()
9) 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	○	×	○ 適 不適()
10) <u>最終処分場の周縁の2箇所以上の場所から採取した地下水又は地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行うこと。</u>	○	○	○ 適 不適()
11) <u>埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定・記録すること。</u> ※安定型は、電気伝導率、塩化物イオン除く	○	○	○ 適 不適()
12) <u>埋立開始後、地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録すること。</u>	○	○	○ 適 不適()
13) <u>埋立開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度を1月に1回以上測定・記録すること。</u>	○	×	○ 適 不適()
14) <u>電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、速やかに再度測定・記録するとともに地下水等検査項目についても測定・記録すること。</u>	○	×	○ 適 不適()
15) <u>地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く）が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</u>	○	○	○ 適 不適()
16) <u>雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。</u>	○	×	○ 適 不適()
17) <u>調整池を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講</u>	○	×	○ 適 不適()

すること。				
④ 浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。 ⑤ 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。	◎	×	◎	適 不適()
⑥ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	○	×	○	適 不適()
⑦ 放流水の水質検査を次により行うこと。 ⑧ 排水基準等に係る項目について1年に1回以上測定・記録すること。 ⑨ 水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1月に1回以上測定・記録すること。	◎	×	◎	
⑩ 開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	○	×	○	適 不適()
⑪ 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。 (ただし、ガスを発生するおそれのない廃棄物のみを埋め立てる場合を除く。)	○	×	◎	適 不適()
⑫ 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。 (ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、遮水工と同等以上の効力を有する覆いにより閉鎖すること。)	◎	×	◎	適 不適()
⑬ 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	◎	×	◎	適 不適()
⑭ 残余の埋立て容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。(H16年改正)	●	●	●	適 不適()
⑮ 埋め立てられた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む)及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存すること。(H18年改正)	◎	◎	◎	適 不適()
⑯ 埋立地のたまり水は、埋立開始前に排除すること。	×	×	×	適 不適()
⑰ 外周仕切設備及び内部仕切設備を定期的に点検し、これらの設備の損壊又は保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに新たな廃棄物の搬入及び埋立処分を中止させるとともに、設備の損壊又は保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。	×	×	×	適 不適()
⑱ 埋立処分が終了した埋立地は、速やかに外周仕切設備と同等の覆いにより閉鎖すること。	×	×	×	適 不適()
⑲ 閉鎖した埋立地については、覆いを定期的に点検し、覆いの損壊又は保有水の浸出のおそれがある場合には、速やかに覆いの損壊又は保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。	×	×	×	適 不適()
⑳ 廃棄物を埋め立てる前に、展開検査を行い、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には廃棄物を埋め立てないこと。	×	◎	×	適 不適()
㉑ 浸透水について地下水等検査項目を1年1回以上、BOD又はCODを1月に1回(埋立終了後は3月に1回)以上、水質を測定・記録すること。	×	◎	×	適 不適()
㉒ 次に掲げる場合には、速やかに、廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに、生活環境保全上必要な措置を講ずること。 ① 浸透水に係る地下水等検査項目の水質検査の結果基準に適合していない場合。	×	◎	×	適 不適()

BOD 又は COD の水質検査の結果、BOD が 20mg/l 又は COD が 40mg/l を超えている場合。				
⑩ 埋立処分が終了した埋立地を、埋立処分以外の用に供する場合は、厚さがおおむね 50cm 以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。	×	◎	×	適 不適()
⑪ ⑩)により閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	×	◎	×	適 不適()

○記録及び閲覧体制に係るチェック事項：(法第 8 条の 4) 施行規則第 4 条の 7、(法第 15 条の 2 の 3) 同規則第 12 条の 7 の 3
※ 閲覧を求めることができる者は、施設の維持管理に関し生活環境の保全上利害を有する者。

閲覧場所（基本：当該の廃棄物処理施設）	適（場所： ） 不適()
※施設に据え置くことが困難な場合は、最寄り事務所。	
記録は 3 年間分が必要	適 不適()
記録する	各月ごとに処分廃棄物の種類・量を記録すること。 適 不適()
内 容	周縁地下水、放流水、浸透水の水質検査 採取場所 採取年月日 測定結果が得られた年月日 測定結果 ・周縁地下水の水質の悪化が認められた場合に講じた措置 ・浸透水水質が基準不適合の場合に講じた措置（安定型のみ） 遮水工、擁壁、調整池、 漫出水処理設備、外周仕切設備、内部仕切設備の点検 点検年月日 (機能低下又は損壊のおそれ若しくは機能の異常が認められた場合) 措置を講じた年月日 講じた措置の内容 適 不適() 適 不適() 適 不適() 適 不適() 適 不適() 適 不適() （基準外参考）組織内での検査結果のチェック体制 適 不適()

○処分業者(最終処分)に係る帳簿記載事項等のチェック事項：(法第 7 条第 15 項) 施行規則第 2 条の 5、(法第 14 条第 15 項) 同規則第 10 条の 8

1 受入れ又は処分年月日	適 不適()
2 交付又は回付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	
3 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量	
4 処分した場合には、処分方法ごとの処分量	
帳簿の閉鎖（1年ごと）	適 不適()
帳簿の保存（5年間）	適 不適()

(参考) 共同命令による構造基準

※共同命令：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（総理府・厚生省令）

※文中下線部は改正部分（平成10年6月16日交付、同年月17日施行）を指す。○従来より適用、◎今改正により適用、×適用無し

基準の内容	一 産 廃 安 定 管 理		
	一 産 廃	安 定	管 理
1) 埋立地の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。 (<u>閉鎖された埋立地を埋め立て処分以外の用に供する場合においては、埋立地の範囲を明らかにすることができる囲い、杭その他の設備を設ける</u>)	○	○	○
2) 入口の見やすい箇所に、最終処分場(遮断型最終処分場については有害な特別管理産業廃棄物又は有害な産業廃棄物の最終処分場)であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。	○	○	○
3) 地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合は、適当な地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること。	○	○	○
4) 廃棄物の流出防止のための擁壁、堰堤その他の設備であって、次の要件を備えたものが設けられていること。 イ.自重、土圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。 ロ.廃棄物、地表水、地下水及び土壤の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。	○	○	○
5) 埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するための次に掲げる措置が講じられていること。 イ.廃棄物の保有水及び雨水等（保有水等）の埋立地からの浸出を防止することができる次の要件を備えた遮水工又はこれと同等以上の遮水効力を有する遮水工を設けること。 (ただし埋立地の側面又は底面に、不透水性地層（厚さ5m以上、透水係数が10nm/秒 (=1 × 10 - 5 cm/秒)以下の地層若しくはルジオン値1以下の中盤又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層）がある部分については、この限りでない。) ①次のいずれかの要件を備えた遮水層を有すること。 (基礎地盤の勾配が50%以上であって、内部水位が達しない部分については、基礎地盤に吹き付けられたモルタルに遮水シート又はゴムアスファルトが敷設されていること。) ②厚さ50cm以上、透水係数が10nm/秒 (=1 × 10 - 6 cm/秒)以下である粘土等の層に遮水シートが敷設されていること。 ③厚さ5cm以上、透水係数が1nm/秒 (=1 × 10 - 7 cm/秒)以下であるアスファルト・コンクリート上の層に遮水シートが敷設されていること。 ④不織布その他の物の表面に二重の遮水シート（二重の遮水シートの間に車両の走行等の衝撃により双方のシートが同時に損傷することを防止できる不織布その他の物が設けられているものに限る。）が敷設されていること。 ⑤遮水層の下部に必要な強度を有し、平らな基礎地盤が設けられていること。 ⑥遮水層の表面に遮光性を有する不織布その他の物が敷設されていること。 ロ.埋立地地下全面に、不透水性地層がある場合は次のいずれかの要件を備えた遮水工を設けること。 ①薬剤等の注入により、不透水性地層までの地盤のルジオン値が1以下となるまで固化されていること。 ②厚さ50cm以上、透水係数が10nm/秒 (=1 × 10 - 6 cm/秒)以下である連続壁が不透水性地層まで設けられていること。 ③鋼矢板が不透水性地層まで設けられていること。 ④イ(1)から(3)に掲げる要件。	◎	×	◎
ハ.地下水により遮水工が損傷するおそれがある場合には管渠（かんきょ）その他の地下水集排水設備を設けること。			
ニ.保有水等を有効に集め速やかに排出することができる堅固で耐久力を有する構造の管渠（かんきょ）その他の保有水等集排水設備を設けること。 (ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地であって、腐敗せず保有水が生じない廃棄物のみを埋め立てる			

場合については、この限りでない。)

④保有水等の水量及び水質の変動を調整することができる耐水構造の調整池を設けること。

△保有水等を次の排水基準等に適合させることができる浸出液処理設備を設けること。

・総理府令排水基準(BOD,COD,SSについては、それぞれ 60, 90, 60mg/l 以下と強化)

・維持管理計画上の基準

⑤埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備が設けられていること。

⑥次の要件を満たす外周仕切設備が設けられていること。

①) 日本工業規格 A 1108 (コンクリート圧縮強度試験方法) により測定した一軸圧縮強度が $25N/mm^2$ 以上の水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが 35cm 以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。

②) 自重、土圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全な要件を備えていること。

③) 埋め立てた廃棄物と接する面が遮水の効力、腐食防止の効力を有する材料で十分に覆われていること。

④) 地表水、地下水及び土壤の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

⑤) 目視等により点検できる構造であること。

⑥) 面積 50m² 超又は容量 250m³ 超の埋立地は、⑦) (1) から (4) までの要件を備えた内部仕切設備により、一区画の面積が概ね 50m² 超又は一区画の容量が 250m³ 超とならないように区画すること。

⑦)擁壁等の安定を保持するため必要と認められる場合には埋立地内の雨水等を排出する設備が設けられていること。

⑧) 水質検査を行うための浸透水採取設備が設けられていること。

①) 埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備が設けられていること。	○	×	○
②) 次の要件を満たす外周仕切設備が設けられていること。	×	×	×
③) 日本工業規格 A 1108 (コンクリート圧縮強度試験方法) により測定した一軸圧縮強度が $25N/mm^2$ 以上の水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが 35cm 以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。		遮断	
④) 自重、土圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全な要件を備えていること。		壁等	
⑤) 埋め立てた廃棄物と接する面が遮水の効力、腐食防止の効力を有する材料で十分に覆われていること。		密閉	
⑥) 地表水、地下水及び土壤の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。		防護	
⑦) 目視等により点検できる構造であること。		点検	
⑧) 面積 50m ² 超又は容量 250m ³ 超の埋立地は、⑦) (1) から (4) までの要件を備えた内部仕切設備により、一区画の面積が概ね 50m ² 超又は一区画の容量が 250m ³ 超とならないように区画すること。	×	周囲	×
⑨)擁壁等の安定を保持するため必要と認められる場合には埋立地内の雨水等を排出する設備が設けられていること。	×	◎	×
⑩) 水質検査を行うための浸透水採取設備が設けられていること。	×	◎	×

(参考) 共同命令による廃止基準

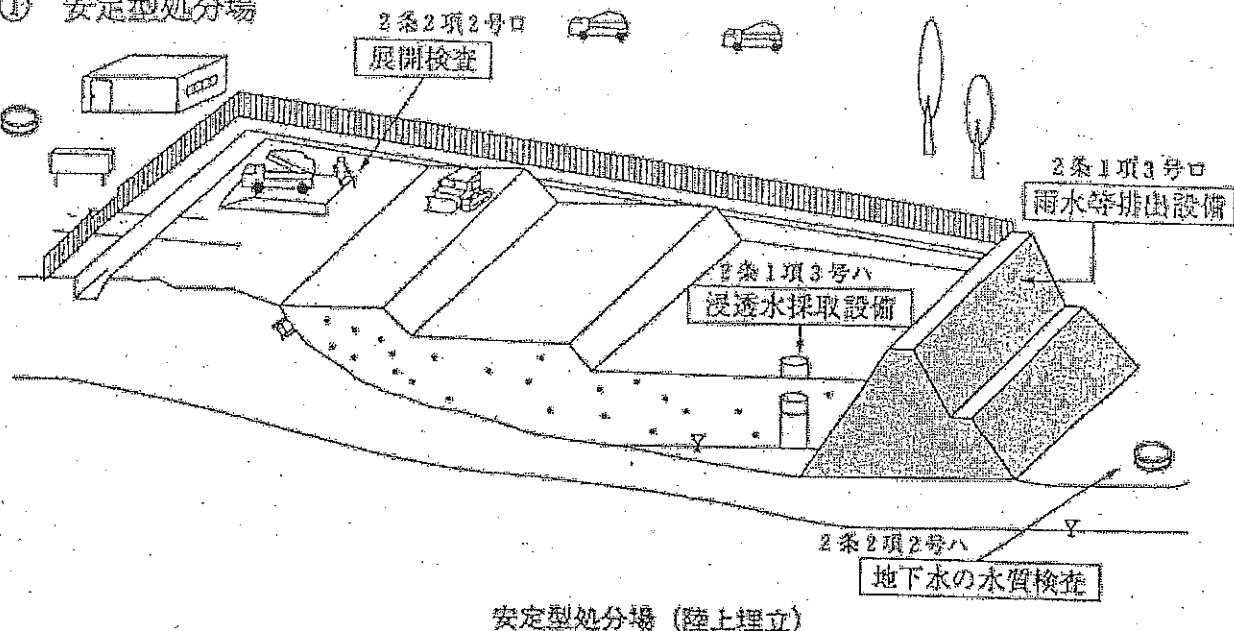
※共同命令：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（総理府・厚生省令）

※文中下線部は改正部分（平成10年6月16日交付、同年月17日施行）を指す。○従来より適用、◎今改正により適用、×適用無し

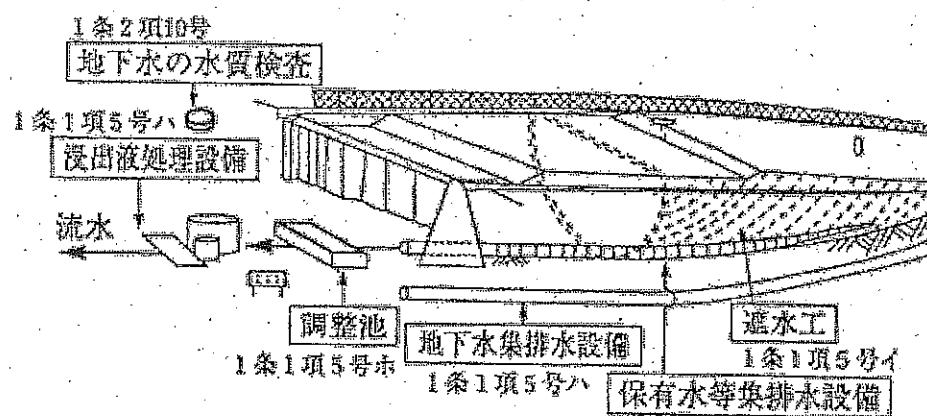
基準の内容	一 産 廃		
	安 定	管 理	
1) 廃棄物最終処分場が固い、立て札、調整池、浸出液処理設備を除き構造基準に適合していないと認められないこと。	○	×	○
2) 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。	○	○	○
3) 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。	○	○	○
4) ねずみが生息し、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。	○	○	○
5) 地下水等の水質検査の結果、次のいずれにも該当していないこと。ただし、水質の悪化が認められない場合においてはこの限りでない。 イ 現に地下水質が基準に適合していないこと ロ 検査結果の傾向に照らし、基準に適合しなくなるおそれがあること	○	○	○
6) 保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が、次に掲げる項目・頻度で2年以上にわたり行った水質検査の結果、排水基準等に適合していると認められること。 リ 排水基準等 6月に1回以上 リ BOD,COD,SS 3月に1回以上	○	×	○
7) 埋立地からガスの発生がほとんど認められない、又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。	○	○	○
8) 埋立地の内部が周辺の地中温度に比して異常な高温になっていないこと。	○	○	○
9) おおむね50cm以上の覆いにより開口部が閉鎖されていること。	○	○	○
10) 雨水が入らず、腐敗せず保有水が生じない廃棄物のみを埋め立てる処分場の覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。	○	×	○
11) 現に生活環境保全上の支障が生じていないこと。	○	○	○
12) 地滑り、沈下防止工及び外周仕切設備が構造基準に適合していないと認められないこと。	×	△	×
13) 外周仕切設備と同等の効力を有する覆いにより閉鎖されていること。	×	△	×
14) 埋め立てられた廃棄物又は外周仕切設備について、環境庁長官及び厚生大臣の定める措置が講じられていること。	×	○	×
15) 地滑り、沈下防止工、雨水等排出設備について、構造基準に適合していないと認められないこと。	×	○	×
16) 浸透水の水質が次の要件を満たすこと。 ・地下水等検査項目：基準に適合 ・BOD: 20mg/l以下	×	○	×

(参考) 産業廃棄物安定型最終処分場および管理型最終処分場の概念図

① 安定型処分場



② 管理型処分場



管理型処分場 (地上埋立概略図)

処分基準整理票

処分名 (特別管理)産業廃棄物処理業の許可の取消しおよび事業の停止命令ならびに産業廃棄物処理施設に係る許可の取消し、改善命令および使用の停止命令

根拠法令名 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

条項 第14条の3(第14条の6において準用する場合も含む。)、第14条の3の2(第14条の6において準用する場合も含む。)、第15条の2の7、第15条の3

基準法令名 —

条項 —

所管部署 琵琶湖環境部循環社会推進課 廃棄物指導担当

処分基準

文書の名称

廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反に対する行政処分等の処分基準について

掲載図書等

内容 全内容記載

処分基準

滋賀県知事から産業廃棄物処理業(特別管理産業廃棄物処理業を含む。)の許可を受けた者(以下「処理業者」という。)または廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条第1項の許可を受けた者(以下「設置者」という。)が、法もしくは法に基づく処分に違反した行為または不正もしくは不誠実な行為を行ったときには、滋賀県知事は次のとおり、当該許可の取消し、または期間を定めて事業もしくは施設の使用の停止を命じることができる。

1 許可の取消し等の事由および処分内容

[PDF] 別表(PDF: 24KB) のとおり

2 違反が複数に及ぶ場合

それぞれの事業の停止または使用の停止の期間を加算することができる。

策定期間

最終改定年月日 平成23年5月31日

別表

許可の取消し等の事由(①および②の違反行為は罰則を記載した条文をもって記載)	処分内容
① 法第14条の3の2第1項第5号(法第14条の6において準用する場合を含む) および第15条の3第1項第2号の「情状が特に重いとき」に相当する事由は、 次のとおりとする。	許可の取消し
無許可営業 (第25条第1項第1号)	
不正の手段による営業許可取得 (同項第2号)	
無許可事業範囲変更 (同項第3号)	
不正手段による事業範囲変更許可取得 (同項第4号)	
事業停止命令違反・措置命令違反 (同項第5号)	
委託基準違反 (同項第6号)	
名義貸しの禁止違反 (同項第7号)	
施設無許可設置 (同項第8号)	
不正手段による施設設置許可取得 (同項第9号)	
施設無許可変更 (同項第10号)	
不正手段による施設変更許可取得 (同項第11号)	
無確認輸出 (同項第12号)	
受託禁止違反 (同項第13号)	
不法投棄 (同項第14号)	
不法焼却 (同項第15号)	
指定有害廃棄物の処理禁止違反 (同項第16号)	
無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂 (第25条第2項)	
委託基準違反・再委託禁止違反 (第26条第1号)	
施設改善命令・使用停止命令違反・改善命令違反 (同条第2号)	
施設無許可譲受け・無許可借受け (同条第3号)	
無許可輸入 (同条第4号)	
輸入許可条件違反 (同条第5号)	
不法投棄・不法焼却目的収集運搬 (同条第6号)	
無確認輸出予備 (第27条)	
② 次に掲げる違反行為により法第14条の3第1号(法第14条の6において準用する場合を含む。)および第15条の2の7第3号の規定に該当するとき。	
土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反 (第28条第2号)	事業の停止 90日
虚偽管理票交付 (第29条第8号)	
管理票に係る勸告の措置命令違反 (第29条第13号)	
施設使用前検査受検義務違反 (第29条第2号)	事業の停止 60日
保管届出義務違反 (第29条第1号(第12条第3項 または第12条の2第3項に係る 部分に限る。))	事業の停止 30日
管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 (同条第3号)	
管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 (同条第4号)	
管理票回付義務違反 (同条第5号)	

	管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 (同条第 6 号) 管理票・同写し保存義務違反 (同条第 7 号) 引受禁止違反 (同条第 9 号) 虚偽管理票写し送付・虚偽報告 (同条第 10 号) 電子管理票虚偽登録 (同条第 11 号) 電子管理票報告義務違反・虚偽報告 (同条第 12 号) 処理困難通知義務違反・虚偽通知 (同条第 14 号) 処理困難通知保存義務違反 (同条第 15 号) 土地の形質変更届出義務違反・虚偽届出 (同条第 16 号) 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反 (第 30 条第 1 号) 業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反・虚偽届出 (同条第 2 号) 定期検査拒否・妨害・忌避 (同条第 3 号) 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反 (同条第 4 号) 処理責任者等設置義務違反 (同条第 5 号) 報告拒否・虚偽報告 (同条第 6 号) 立入検査拒否・妨害・忌避 (同条第 7 号) 技術管理者設置義務違反 (同条第 8 号)	
	事故時応急措置命令違反 (第 29 条第 17 号)	応急措置に必要な期間の事業の停止
	その他の法に違反する行為	事業の停止 10 日

③ 法第 14 条の 3 第 2 号 (法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。) または第 15 条の 2 の 7 第 1 号もしくは第 2 号の規定に該当して法 14 条の 3 もしくは第 14 条の 3 の 2 (これらの規定を法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。) または第 15 条の 2 の 7 もしくは第 15 条の 3 第 2 項の処分を行うとき。	改善が可能な場合にあっては改善に必要な期間の事業の停止、改善が不可能な場合にあっては許可の取消し
④ 法第 14 条の 3 第 3 号 (法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。) または第 15 条の 2 の 7 第 4 号の規定に該当するとき。	事業の停止 30 日

本庁および地方機関の廃棄物関係事務従事職員数の職種別の推移

年度	滋賀県庁一般行政部門職員数	本庁合計 (右記内訳の合計)				地方機関 資源循環推進担当 (環境課)				本庁内訳　琵琶湖環境部循環社会推進課 (循環調整担当、ごみゼロ支援担当は除外)				最終処分場 特別対策室					
		総人員	化学 (行政) 行政職 (警察) 員	土木 (環境) 行政職 員	総人員	化学 (行政) 行政職 (警察) 員	土木 (環境) 行政職 員	総人員	化学 (行政) 行政職 (警察) 員	土木 (環境) 行政職 員	総人員	化学 (行政) 行政職 (警察) 員	土木 (環境) 行政職 員	総人員	化学 (行政) 行政職 (警察) 員	土木 (環境) 行政職 員	土木職員		
平19年度	3,453	20	13	5	2	46	23	7	2	4	1	6	3	3	7	5	1	1	
平20年度	3,333	23	12	7	4	45	21	24	9	3	5	1	6	3	3	8	3	2	3
平21年度	3,219	23	11	7	5	45	22	23	9	3	5	1	5	3	2	9	3	2	4
平22年度	3,134	21	11	6	4	45	23	22	9	3	5	1	5	3	2	7	3	1	3
平23年度	3,064	21	9	8	4	46	24	22	9	3	5	1	5	2	2	7	2	2	3

※「地方機関」とは、地方機関に属する産業廃棄物関係の事務を所管する課(担当グループが分離している場合は当該グループのみ)の体制を表す。

平成23年度滋賀県環境白書(p288)抜粋

(2) 廃棄物処理施設等立入検査結果

H22年度

産業廃棄物処理施設等施設数				一般廃棄物 処理施設数 (市町村出 含む) ②	立入対象 施設数 ①+②	立入検査数	
処分業者	収運業者	自社処理	計			立入検査 施設数	延べ立入 検査数
法15条 許可施設数	その他 施設数	積替 保管 施設数	法15条 許可 施設数 (脱水施設を 除く)	①	②	③	④
循環社会推進課	3	1	0	4	0	4	4
南部環境・総合事務所	20	30	8	2	60	24	84
甲賀環境・総合事務所	35	21	5	7	68	13	81
東近江環境・総合事務所	21	11	13	7	52	18	70
湖東環境・総合事務所	17	23	8	4	52	8	60
湖北環境・総合事務所	12	18	5	6	41	19	60
高島環境・総合事務所	3	1	0	1	5	12	17
計	111	105	39	27	282	94	376
							405

注1： 許可施設には、埋立終了の最終処分場を含み、工事中の最終処分場を除く。

注2： 立入対象施設は、平成22年度当初の数を記載。

平成 22 年度廃棄物焼却炉等の排ガス中のダイオキシン類測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法（以下、「ダイオキシン特措法」という。）および廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）の規制対象とされている廃棄物焼却炉等について、平成 22 年度に県が実施した排ガス中のダイオキシン類の検査結果をとりまとめましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 目的

ダイオキシン特措法および廃棄物処理法に基づき、廃棄物焼却炉等における排ガス中のダイオキシン類の排出基準値の遵守状況を確認するため検査を実施しました。

検査対象は、平成 22 年度当初の両法律の規制対象である廃棄物焼却炉等 155 施設のうちの 26 施設です。

2 検査結果

検査結果は以下のとおりです。すべての施設で基準値に適合していました。

(1) 小型焼却炉等(廃棄物処理法許可等対象外施設)

	事業場名	検査日	排ガス中の ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³ N)		判定
			検査結果	基準値	
1	湖南中部浄化センター (草津市矢橋町字帰帆 2108 番地)	H22.10.4	0.00036	5	適合
2	日光化成株式会社 (湖南市石部口 4 丁目 2-1)	H22.10.25	0.22	10	適合
3	㈱大紀アルミニウム工業所 1H スキム用集塵機 (東近江市柴原南町深谷 1592-27)	H22.10.29	0.0031	1	適合
4	㈱大紀アルミニウム工業所排ガス集塵機 (東近江市柴原南町深谷 1592-27)	H22.10.26	0.023	1	適合
5	サミット昭和アルミ㈱溶解炉 (東近江市平柳町 514)	H23.1.31	0.000073	1	適合
6	サミット昭和アルミ㈱乾燥炉 (東近江市平柳町 514)	H23.2.2	0.030	1	適合
7	吉岡組 (愛知郡愛荘町香之庄 1319-2)	H22.12.22	1.2	10	適合

8	北部森林組合 (米原市市場 438)	H22.8.20	0.27	10	適合
9	㈱アオヤマエコシステム (高島市新旭町針江川北 1198)	H22.10.14	3.2	5	適合

※3-6 以外は廃棄物焼却炉

(2)廃棄物焼却炉（廃棄物処理法許可等対象施設）

	事業場名 (所在地)	検査日	排ガス中の ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³ N)		判定
			検査結果	基準値	
1	中部清掃組合日野清掃センター(1号炉) (蒲生郡日野町北脇 1-1)	H22.9.30	0.0012	1	適合
2	近江八幡市立第2クリーンセンター(1号炉) (近江八幡市北津田町 159)	H22.10.14	0.078	5	適合
3	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ(2号炉) (長浜市八幡中山町 200)	H22.11.12	0.0007	5	適合
4	甲賀広域行政組合衛生センター第2施設 (1号炉) (甲賀市水口町水口 6677)	H22.11.16	0.049	5	適合
5	甲賀広域行政組合衛生センター第2施設 (3号炉) (甲賀市水口町水口 6677)	H22.11.16	0.13	5	適合
6	野洲クリーンセンター(1号炉) (野洲市大篠原 3333-2)	H22.11.18	0.036	10	適合
7	野洲クリーンセンター(2号炉) (野洲市大篠原 3333-2)	H22.11.18	0.012	10	適合
8	彦根市清掃センター(1号炉) (彦根市野瀬町 279-1)	H22.11.19	0.0064	5	適合
9	大阪シーリング印刷(株) 第2工場 (米原市大清水 736-5)	H22.11.29	0.083	10	適合
10	(株)杉本商事 (彦根市南川瀬町 755 番 1)	H22.11.30	3.4	10	適合
11	(株)平成リサイクルセンター (湖南市岩根 678 番 156)	H22.12.2	0.36	10	適合
12	(株)川島 愛知川工場 (愛知郡愛荘町東円堂 923 番地)	H22.12.8	0.015	10	適合

13	栗東市環境センター(1号炉) (栗東市六地蔵31)	H22.12.16	0.05	5	適合
14	栗東市環境センター(2号炉) (栗東市六地蔵31)	H22.12.16	0.0029	5	適合
15	(株)プロテック (近江八幡市安土町上出992-21)	H22.12.20	5.8	10	適合
16	高島市環境センター(2号炉) (高島市今津町途中谷236)	H22.12.21	0.19	5	適合
17	喜楽鉱業(株) 石部工場(2号炉) (湖南市石部口二丁目7番33号)	H22.12.22	0.27	5	適合

注1: (1)の表は、ダイオキシン特措法に基づく届出施設(焼却能力 50kg/時以上または火床面積 0.5m²以上の廃棄物焼却炉、もしくはアルミニウム溶解炉)で、廃棄物処理法に基づく許可もしくは届出に該当しない施設((2)の表を除く施設)。(環境政策課が担当)

(2)の表は、廃棄物処理法に基づく許可該当施設(焼却能力 200kg/時または火格子面積 2.0m²以上の焼却炉等)、もしくは届出該当施設(市町等設置の一般廃棄物焼却施設等)。また、廃棄物処理法に基づく許可対象未満の規模であるが、廃棄物処理法に基づく中間処理業(焼却)の用に供する廃棄物焼却施設。(循環社会推進課が担当)

注2: (1)および(2)の表に記載されている事業場名称および所在地は、平成23年3月31日現在のものです。

【参考】

ダイオキシン類排出濃度基準 (単位 : ng-TEQ/m³N ^{*})

廃棄物焼却炉	焼却能力	新設施設	既存施設	備考
	4t/h以上	0.1	1	新設施設とは平成9年12月1日（廃棄物処理法に基づく許可施設もしくは届出施設以外の施設は平成12年1月15日）以降の設置施設であり、既存施設とはこれらの日に現に設置されている施設である。
	2～4t/h以上	1	5	
	2t/h未満	5	10	
アルミニウム溶解炉	1	5		新設施設とは平成12年1月15日以降設置の施設、既存施設とはこの日に現に設置されている施設である

※ ng (ナノグラム) : 10億分の1グラムを意味する。

TEQ: 毒性等量と言い、ダイオキシン類の中で最も毒性の強いと言われている 2,3,7,8-TeCDD(2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラジオキシン)の毒性を1.00とし、ダイオキシン類それぞれの毒性を2,3,7,8-TeCDDに換算して合計したもの。

m³N: Nはノルマルと読み、気体は温度や圧力によって体積が変化するので、0°C、1気圧に換算した状態の気体の体積を表している。

ダイオキシン類規制に係る廃棄物処理法とダイオキシン特措法の適用について
(廃棄物焼却炉に係るもの)

ダイオキシン特措法対象

(焼却能力50kg/時または火床面積0.5m²以上の焼却炉)

廃棄物処理法 施設許可対象
(焼却能力200kg/時または 火格子面積2.0m ² 以上の焼却炉等)
○施設設置の許可 (第15条)
○許可施設の構造基準 (第15条の2)
○許可施設の維持管理基準 (ダイオ キシン類排出濃度を含む) (第15条 の2の3)
○維持管理基準に適合していないと 認めるときは、改善若しくは一時 停止を命ずることができる。 (第 15条の2の7)

- 施設設置の届出 (第12条)
- ダイオキシン類の排出濃度の基準値
(第20条)
- 排出基準超過が継続するおそれがある
と認めるときは、改善若しくは一時停
止を命ずることができる。 (第22条)
- 施設設置者による自主検査結果の県へ
報告、県の当該結果の公表 (第28条)



廃棄物の不法投棄に係る情報提供に関する協定書

社団法人滋賀県トラック協会(以下「甲」という。)と滋賀県(以下「乙」という。)は、廃棄物の不法投棄に係る情報提供について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の会員会社(以下「会員会社」という。)が、滋賀県において廃棄物の不法投棄を発見した場合に、乙に情報を提供することにより、県民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(情報提供)

第2条 会員会社は、業務中に滋賀県内において廃棄物の不法投棄と思われる場所または行為を発見した場合、速やかにその内容を乙に情報提供するものとする。

(情報提供の方法等)

第3条 前条に定める情報提供は、原則として電話または別に定める「不法投棄情報連絡票」を用いたファクシミリ等により、行うものとする。

2 不法投棄等不適正処理行為を発見した場合は、関係情報の提供にとどめ、行為者との接触や不審車両の追跡等の行為は行わないものとする。

(秘密の保持)

第4条 甲および乙は、この協定の実施に際して知り得た秘密を、外部に漏らしてはならない。この協定の終了後においても、同様とする。

(情報の取扱責任者)

第5条 この協定による情報の取扱責任者は、別に定めるものとする。

(その他)

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有します。

平成21年10月18日

甲　社団法人滋賀県トラック協会会長

乙　滋賀県知事

不法投棄の防止等に係る事業者等との協定締結状況

(H22.4.30現在)

締結日	団体名	締結者(団体)	締結者(県)	協力の内容	備考
平成18年5月26日	日本郵政公社滋賀連絡会 幹事局長	大津中央郵便局長 岡井 隆生	滋賀県知事 国松 善次	・不法投棄等を発見した場合の情報の提供 ・不法投棄などの未然防止の啓発	普通郵便局14局
	日本郵政公社滋賀県東部 特推連会長	小谷郵便局長 香木 規雄	"		特定郵便局74局
	日本郵政公社滋賀県中部 特推連会長	日野郵便局長 田中 嘉晃	"		特定郵便局70局
	日本郵政公社滋賀県西部 特推連会長	仰木郵便局長 八木 英光	"	全郵便局職員 2,138名	特定郵便局69局
平成18年6月16日	永源寺町森林組合	組合長 中村 直太郎	滋賀県東近江地域振興局長		
3	"	日野町森林組合 組合長 荒川 武雄	"		
4	"	グリーン近江農業協同組合 理事長 村地 佐紀雄	"	・不法投棄等を発見した場合の情報の提供	
5	"	滋賀県蒲生町農業協同組合 組合長 居永 実治郎	"		
6	"	東能登川農業協同組合 組合長 澤 雅夫	"		
7	"	湖東農業協同組合 組合長 廣田 繁男	"		
8	平成18年7月18日	大津市森林組合 代表理事組合長 吉澤 弘	滋賀県琵琶湖環境部長	・不法投棄等を発見した場合の情報の提供 ・不法投棄などの未然防止の啓発	職員 13名 組合員 883名 区域:大津市全域
9	平成21年10月1日	滋賀北部森林組合 代表理事組合長 多賀 栄之	湖北環境・総合事務所長	・不法投棄等を発見した場合の情報の提供	組合員:約35,900人
10	"	伊香郡森林組合 代表理事組合長 福居 明	"	・不法投棄等を発見した場合の情報の提供	組合員:約3,300人
11	平成21年10月18日	(社)滋賀県トラック協会 会長 竹富 富明	滋賀県知事 嘉田 由紀子	・不法投棄等を発見した場合の情報の提供	会員:約600社
12	平成22年2月8日	中日本高速道路(株) 代表取締役社長 高橋 文雄	滋賀県知事 嘉田 由紀子	・県政全般に係る包括協定	県民活動課

地域協働原状回復事業実施要領

(趣旨)

第1条 不法投棄の防止のために結成されたパトロール隊（以下「パトロール隊」という。）等によって発見された行為者不明等により放置された廃棄物で、不法投棄の誘発や地域の景観に支障があるなどの理由により、地域住民からの撤去要望があったものについて、地域住民自らが集積・積込等を行い、その撤去および処分に要した経費を県が負担し原状回復することで、地域の景観を保全するとともに、地域の不法投棄防止意識の醸成や地域でのパトロール活動などの推進を図る。

(実施主体)

第2条 当事業の実施主体は、パトロール隊など地域住民等のボランティア（以下「地域住民等ボランティア」という。）、地域ごみ対策会議不法投棄部会（以下「部会」という。）、社団法人滋賀県産業廃棄物協会（以下「協会」という。）および環境・総合事務所環境課とする。

(役割)

第3条 当事業の役割分担は、次のとおりとする。

- (1) 地域住民等ボランティアは、実施計画書や完了報告書の作成および集積・積込等の労力の提供を行う。
- (2) 協会は、廃棄物の収集運搬に係る運搬車の提供など必要な協力をを行う。
- (3) 部会は、実施箇所の選定や採択、関係者への採択の通知など、それらに係る事務を行う。
- (4) 環境・総合事務所環境課は、重機業者の選定をはじめ撤去に要した費用の負担およびそれに係る事務、マニフェストの発行など、他のいずれの実施主体にも属さない業務の実施を行う。
- (5) 循環社会推進課は、事業実施に当たっての総合調整を行う。
- (6) 市町は、この事業を実施するに当たり、地域住民等ボランティアに対し指導・助言するとともに、廃棄物の処分において可能な限り協力をを行う。

(対象とする廃棄物)

第4条 当事業の対象とする廃棄物は、次のとおりとする。

- (1) 原則として産業廃棄物とするが、一般廃棄物が混入している場合はその一般廃棄物も含むものとする。
- (2) 特別管理産業廃棄物等の有害物を除き、地域住民等で集積・積込等撤去作業が可能な廃棄物とする。

(採択条件)

第5条 当事業の実施に当たっては、次の条件を満たすものとする。

- (1) パトロール隊や事業者の協力などによって発見され、行為者が不明などの理由により撤去されず放置されている廃棄物で、更なる不法投棄の誘発の恐れや地域の景観に

支障があること。

- (2) 地域住民等ボランティアが主体となって、自らが廃棄物の集積・積込等撤去作業を行うこと。

(採択方法)

第6条 当事業は、地域住民等ボランティアから市町に実施計画書（様式第1号）が提出され、市町から推薦書（様式第2号）の提出があった箇所について部会が選定し採択する。

(事業の実施)

第7条 事業の実施に当たっては、各実施主体が連携し、次のとおり実施するものとする。

- (1) 地域住民等ボランティアは、採択の通知を受けた場合は、速やかに廃棄物を撤去するとともに、撤去が完了した時は、完了報告書（様式第3号別紙）を部会に提出しなければならない。
- (2) 協会は、部会で採択された箇所について、県から収集運搬車の提供の要請があった場合は、要請に応じるものとする。
- (3) 環境・総合事務所環境課は、部会で採択された箇所の廃棄物を撤去するために、必要に応じて重機等の借り上げの業者を選定しなければならない。なお、事業終了後、環境・総合事務所環境課は、事業完了報告書（様式第4号）を循環社会推進課に提出しなければならない。

(経費負担)

第8条 環境・総合事務所環境課は、当事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、以下の経費を負担する。

- (1) 廃棄物の処分に要する費用
(2) 廃棄物の撤去にかかる重機等の借り上げに要する費用
(3) 集積・積込作業に協力する地域住民のボランティア保険に加入する経費

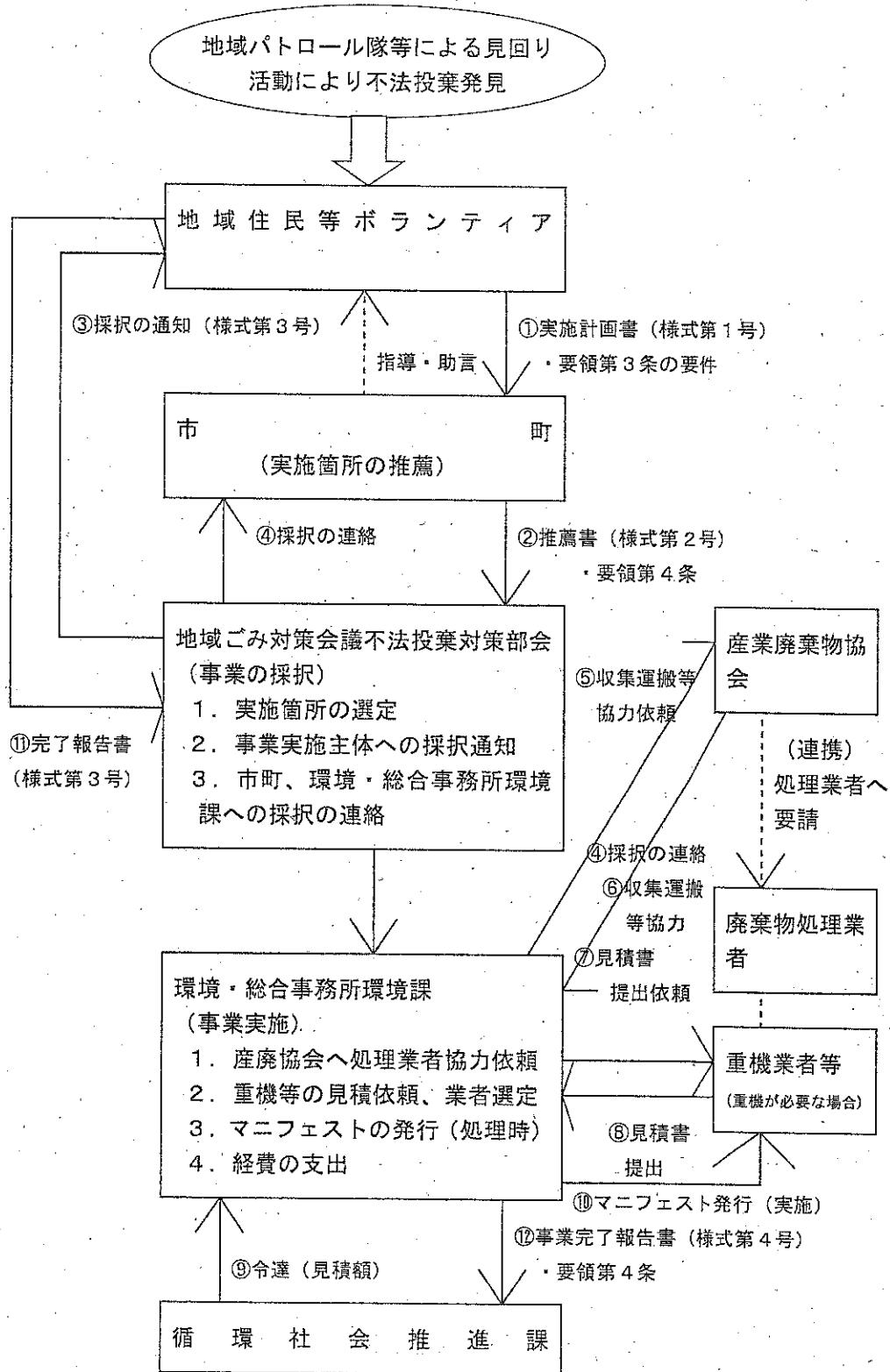
付 則

この要領は、平成18年9月12日から施行する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

地域協働現状回復事業の事務処理フロー（参考）



地域協働現状回復事業実施細則

(対象とする廃棄物)

第1条 産業廃棄物を対象とするが、産業廃棄物に一般廃棄物や散在性ゴミが混入している場合は、地域の景観の保全や不法投棄の誘発を防止する趣旨から産業廃棄物の処理に併せて処理することが出来る。

(採択条件)

第2条 「行為者が不明など」とは、目撃者がいない場合や行為者を特定できる物がないなどで誰が不法投棄したか不明な場合、また、行為者が判明しているが、投棄後行方不明となり家族等の関係者も所在不明の場合も含むものとする。

(事業の実施)

第3条 事業の実施に当たっては、次により実施するものとする。

- (1) 環境・総合事務所環境課は、部会から採択の連絡があった場合は、地域住民等ボランティアおよび協会と現地で立会の上で状況を確認し、処理の方法等を決定する。
- (2) 協会は、現場の状況を確認した後、処理を行うのに適した廃棄物処理業者を派遣するものとする。
- (3) 廃棄物処理業者と地域住民等ボランティアは、お互いに協力して原状回復に当たるものとする。
- (4) 市町は、地域住民等ボランティアが原状回復を行うに際し、廃棄物の処理等について適切な指導・助言を行うものとする。
- (5) 環境・総合事務所環境課は、現状回復後の現場を確認するとともに、排出事業者としてマニフェストを交付するものとする。

(経費の負担)

第4条 経費の負担等は、次によるものとする。

- (1) 廃棄物処理業者の運搬に係る経費（運搬車に付属するユニック等の使用料を含む。）は協会等の負担とし、別途に必要とする場合の重機借上料（回送費含む。）、処理施設での処理費は県が負担するものとする。
- (2) 県が負担する1事案当たりの経費は、概ね20万円とする。
- (3) 県は、重機の借上料、処理施設での処理費については、滋賀県財務規則に基づき実施するものとする。

(その他)

第5条 要綱、細則に、特に定めがない場合は、県および関係者が協議して決定するものとする。

付則

この細則は、平成18年9月12日から施行する。

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

地域協働原状回復事業実施一覧

実施年度	ボランティア名	実施箇所	実施日	参加人数	廃棄物の種類	処理量	執行額	年年度計
					金属性くず、ガラス等	20t	466,830円	
18	大津市大石富川町自治会	大津市大石富川町	平成19年3月1～16日	38人	廢プラスチック類、木くず等			
	大津市石山千町自治会	大津市石山千町字西山	平成19年3月11日	14人	廢プラスチック類、木くず等	4t		
	栗東市荒張美之郷防犯パトロール隊	栗東市荒張美之郷 1102-22他	平成19年3月23日	10人	廢プラスチック類、廃タイヤ等	10t	198,660円	665,490円
	大津市大石富川町自治会	大津市大石富川町二丁目 (広域林道牧富川線)	平成19年10月27日	18人	トタン、自動車エンジン、タイヤ他	1.9t	73,080円	
19	栗東市荒張美之郷防犯パトロール隊	栗東市荒張美之郷 1102-22他	平成19年12月11日	6人	燃え殻	1.75t		
			平成20年1月9日	12人	廢プラスチック類、金属くず等	8.32t		
			平成20年3月6～16日	108人	木くず、繊維くず等	40t	131,250円	1,926,330円
			平成20年11月24日	24人	コンガラ、金属くず、廢プラスチック類	15m ³	198,450円	
20	大津市途中自治会	大津市伊香立途中町 (国道367号花折トンネル 南側の谷川斜面)	平成20年11月29日	17人				
	甲賀市甲賀町油日自治会	甲賀市甲賀町油日(林道)	平成20年10月3日	29人	自動車解体くず (タイヤ、ノバンバー等)	15m ³	173,250円	796,130円
	彦根市太堂町自治会	彦根市太堂町(彦根市道脇)	平成20年12月17日	8人	廢プラスチック類、金属くず がれき類等	25m ³	270,795円	
	長浜市堀部町	長浜市堀部町	平成21年3月14日	17人	混合廃棄物、木くず がれき類	15.5t	153,635円	
21	伊香郡西浅井町山門 上の庄生産森林組合 (3自治会の団体)	伊香郡西浅井町山門 572-79	平成21年7月11日	17人	廃タイヤ	5.9t	123,900円	
	甲賀市甲賀町 神大原上田地先	甲賀市甲賀町 神大原上田地先 小佐治地先	平成21年11月12日	12人	自動車等解体くず	5.3m ³	136,125円	
	東近江市尻無町 箱館第2リツチランド 町内会	東近江市尻無町	平成21年12月11日	13人	コンガラ 廃瓦、木くず、がれき 類、廢プラスチック類	4.42t	32,487円	1,555,113円
	美ノ郷二み不法投棄 防止パトロール隊	高島市マキノ町森西 1102-20他	平成21年12月12日 平成22年2月22日～3月4日	18人 約130人	廃タイヤ 混合廃棄物	8.7m ³ 5.9t	73,080円 124,320円	
22	高島市マキノ町野口区 自治会	高島市マキノ町野口 11月27日		7人	廃タイヤ	41.98t	1,062,201円	
	鎌掛運営会	蒲生郡日野町鎌掛 3月9日	平成22年 平成23年	12人 24人	廃プラスチック類、金属くず 廃瓦、ガラスくず等	14台 3.59t	188,440円 209,880円	398,320円

不法投棄110番

廃棄物の不法投棄や野外焼却は、法律により罰せられます。

滋賀県は、産業廃棄物の不法投棄や野外焼却などの情報連絡窓口として、「産業廃棄物不法投棄110番」(通話料無料)を設置しています。

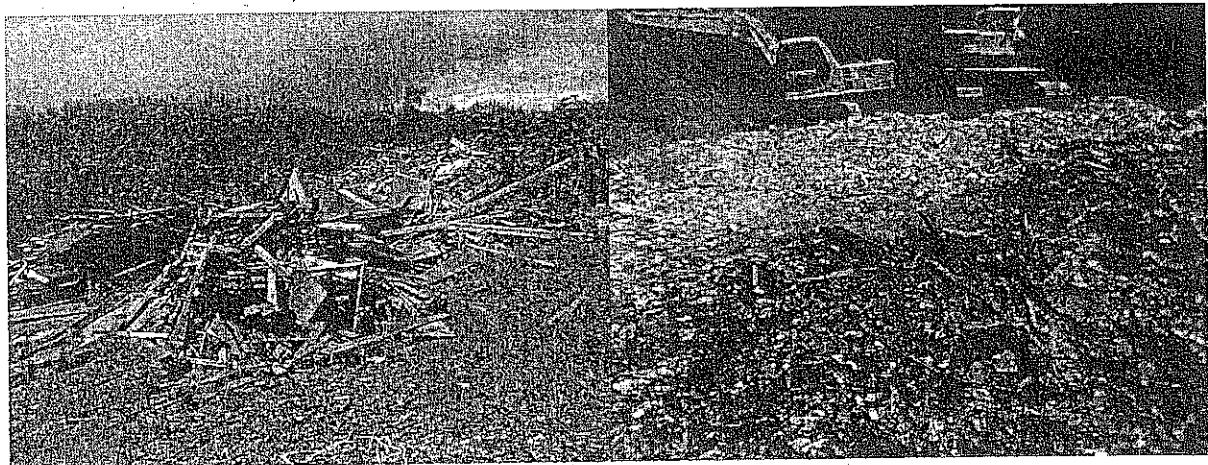
*産業廃棄物とは、工業、建設業、製造業、サービス業など全ての事業活動に伴って生じた廃棄物

*一般廃棄物とは、家庭から排出される廃棄物と、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの(市町が処理)

産業廃棄物の不法投棄等を防止するためには、早期発見、早期対策に努めることが必要です。県民の皆さんからの情報提供が重要です。

産業廃棄物の不法投棄等を発見された場合は、情報をお寄せください。

- ・早朝、夜間などにダンプの出入りが多い
- ・突然大きな穴が掘られ、重機が動いている
- ・空き地等の周囲に高い塙が作られた
- ・野外焼却が行われている(農業等は除く)



電話・FAX番号 0120-79-3853 (なくそう産廃ごみ)

設置場所 廃棄物監視取締対策室内

電話受付時間 平日 8:30 ~ 17:15

FAX送信票様式 [PDF](#) [FAX送信票\(PDF:5KB\)](#)

問い合わせ先 廃棄物監視取締対策室 TEL 077-528-3475 FAX 077-528-4845

e-mail df00@pref.shiga.lg.jp